

## 「とうほう・みんなのスタジアム改修工事募金」の税制上の優遇措置について

福島市にサッカースタジアムをつくる会  
会長 渡邊博美

「福島市にサッカースタジアムをつくる会」への今回のご寄附につきましては、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。

### 1. 法人・団体で寄附をされた場合（法人税の申告をされている方）

「とうほう・みんなのスタジアム改修工事募金」は、法人税法第37条第3項第1号により、国等に対する寄附金に該当し、その支払った全額が損金に算入されます。

#### （1）募金方法

お手元にご準備の「寄附申込書兼振込用紙」にて東邦銀行の指定口座にお振込みください。お振込みを確認次第、「福島市にサッカースタジアムをつくる会」事務局より領収書をお送りします。

#### （2）募金時期

今回の募金の募集期間は令和3年12月から令和4年3月31日までとなる為、決算月が12月、1月、2月の法人の皆様は、今後到来する決算期末日までに募金を行うと、当期中の寄附金として全額損金算入できることとなります。金額の上限はありません。また、新たな事業年度が開始後に3月末までに再度募金を行うと、こちらも新年度での寄附金として全額損金算入ができますので、是非ご検討ください。

決算月が3月から11月までの法人の皆様は、今回の募集期間の募金が当期中の寄附金として全額損金算入されます。こちらも金額の上限はありません。

#### （3）損金算入方法

損金算入するための手続きとして、法人税確定申告書別表14(2)に内容の記入が必要です。別表14(2)中の「指定寄付金等に関する明細」に寄附申込書と領収書をもとに必要事項の記載をし、寄附金の損金算入限度額計算を行います。また、寄附金申込書と領収書は、保存しておく必要があります。

### 2. 個人で寄附をされた場合（所得税の確定申告が必要です）

お送りする「福島市にサッカースタジアムをつくる会」発行の「寄附金領収証書」に基づき、所轄税務署に確定申告をして、税制面の優遇措置（所得税の軽減）をお受けください。

令和3年中に募金をされた方は、令和4年2月16日から3月15日までに確定申告が必要です。一方、令和4年に入って募金をされた方の確定申告時期は、令和5年2月16日から3月15日までとなりますので、十分ご注意ください。

初めて申告される方は、国税庁HPの確定申告書作成コーナーを利用されると便利です。